# ようこそ鬼北っ子応援給付金のご案内

妊娠・出産・子育てにかかる経済的な負担を軽減するため、「ようこそ鬼北っ子応援給付金」を支給します！給付金の交付を受けるためには**申請が必要**です。

## 給付金の内容

妊娠期に「出産応援給付金」として5万円、出産後に「子育て応援給付金」として5万円支給します。

## 対象者

1.申請時点で鬼北町民であること
2.令和４年４月１日以降に出産した子供の母または養育者
3.令和４年４月１日以降に妊娠届を提出した妊婦の方（2に該当するものを除く）
4.他の自治体で出産・子育て応援給付金の支給を受けていない方
5.町から配布するアンケートを提出した方

## 交付までの流れ

| 区分 | 交付までの流れと支給金額 |
|---|---|
| 令和４年４月～令和４年１２月に出生 | 令和５年１月中に出産後アンケートと申請書等を送付<br>申請受理後に出産応援給付金（５万円）と子育て応援給付金（５万円）を一括支給（合計１０万円） |
| 妊娠届が令和４年１２月以前で出産予定日が令和５年１月～３月 | 令和５年１月中に案内文章を送付<br>産後の赤ちゃん訪問を実施後に出産応援給付金（５万円）と子育て応援給付金（５万円）を一括支給（合計10万円） |
| 妊娠届が令和４年１２月以前で出産予定日が令和５年４月以降 | 令和５年１月中に案内文章と申請書を送付。申請受理後に出産応援給付金（５万円）を支給<br>妊娠８か月ごろにアンケートを送付 |
| | 産後、赤ちゃん訪問を実施後に子育て応援給付金（５万円）を支給 |
| 令和５年１月以降（事業開始以降）に妊娠届 | 妊娠届出時の面談を実施後に出産応援給付金（５万円）支給。<br>妊娠８か月ごろにアンケートを送付 |
| | 出産後、赤ちゃん訪問を実施後に子育て応援給付金（５万円）を支給 |

妊娠の届出後に流産・死産となった場合も、出産応援給付金の支給が受けられます。また、出産後にお子様が亡くなった場合にも、子育て応援給付金の支給が受けられます。

**裏面に続きます。必ずご確認ください！**

## 申請に必要な書類

・ようこそ鬼北っ子応援給付金申請書
・振込先（金融機関名、店番、口座番号、口座名義人）が分かる通帳等の写し
・本人確認書類の写し（運転免許証やマイナンバーカードなど顔写真があるもの）
・母子健康手帳（鬼北町に妊娠の届出もしくは出生届を提出していない場合）

## 給付金の受け取り方法

申請時に指定された銀行口座へ給付金を振り込みます。

## よくあるご質問

**Q** 多胎児の場合はいくら支給されますか？

**A** 出産応援給付金は妊婦１人当たり５万円、子育て応援給付金は５万円×人数分を受け取れます

**Q** 所得制限はありますか？

**A** ありません

**Q** 転出入した場合はどうなりますか？

**A** 出産応援給付金、子育て応援給付金どちらの支給についても、複数の市町村から二重に受けることはできません。下記連絡先にお問い合わせください。

**Q** 里帰りの場合はどうなりますか？

**A** 里帰り先の市町村で新生児訪問等を受けた場合であっても、子育て応援給付金は住民票のある市町村での支給となります。

**お問い合わせ先**
**鬼北町役場保健介護課　子育て世代包括支援センターおにっこ**
**電話（代表）：0895-45-1111（内線3113）**
**（直通）0895-45-1115（ガイダンスのあとに3113）**